

学校法人会計について

1. 学校法人会計とは

私立学校を経営している学校法人の会計処理は、以下の法律に従って行います。

(1) 私立学校法の会計規定(第47条)

- ・学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成すること。
- ・学校法人は、これらの書類と監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供すること。

(2) 私立学校振興助成法(第14条)

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法により、以下の対応が必要であると定められています。

- ・文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い会計処理を行い、計算書類を作成すること。
- ・計算書類、収支予算書を所轄庁へ会計年度終了後3か月以内に届け出ること。
- ・計算書類については、公認会計士または監査法人の監査を受けること。

2. 学校法人会計基準とは

学校法人会計基準とは、私立学校振興助成法にもとづき、昭和46年に文部省令として制定されたものです。公共性・安定性・継続性が求められる私立学校において、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするための収支均衡を図るべく、適正な会計処理を行うための統一的な会計処理基準として定められています。

(1) 会計原則(第2条)

学校法人は次の原則に従って会計処理を行い、計算書類を作成します。

- ・真実性の原則：財政および経営の状況について真実な内容を表示
- ・複式簿記の原則：すべての取引について複式簿記により正確な会計帳簿を作成
- ・明瞭性の原則：財政及び経営の状況を正確に判断できるよう必要な会計事実を明瞭に表示
- ・継続性の原則：採用する会計処理の原則および手続きならびに計算書類の表示方法については、毎会計年度に継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(2) 学校法人が作成しなければならない計算書類(第4条)

基幹3表	附属書類・明細表
・資金収支計算書	・資金収支内訳表 ・人件費支出内訳表 ・活動区分資金収支計算書
・事業活動収支計算書	・事業活動収支内訳表
・貸借対照表	・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表

3. 計算書類とは

学校法人は国または地方公共団体からの補助金を受けるため、「学校法人会計基準」に従って会計処理を行い、以下の三表を作成しなければならないと定められています。また、これらの書類に公認会計士または監査法人による監査報告書を添付して所轄庁に提出することが義務付けられています。

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、教育活動やこれに付随する活動など、学校法人が行う活動全般のうち当該会計年度に対応する収入および支出の内容を明らかにし、また現金や随時引き出し可能な預貯金(支払資金)の収入および支出のてん末を明らかにするものです。企業会計でいう「キャッシュ・フロー計算書」に当たりますが、当該年度の活動のすべてを明らかにするため、期末未収入金、期末未払金、前期末前受金及び前期末前払金の4つの調整勘定を用いて調整計算を行っています。

【収入】

科目	内 容
学生生徒納付金収入	入学金、授業料、課外活動育成費、教育充実費 など
手数料収入	入学検定料、試験料、証明手数料 など
寄付金収入	金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入にならないもの
補助金収入	国または地方公共団体からの助成金
資産売却収入	固定資産の売却収入
付随事業・収益事業収入	受託事業収入、公開講座収入 など
受取利息・配当金収入	預貯金の利息、証券投資信託の収益の分配金及び株式の配当金
雑収入	法人が所有する教室等の使用料、退職金財団交付金、過年度修正収入 など
前受金収入	翌年度入学生の授業料など、翌年度の収入となるもの
その他の収入	前期の未収入金収入、預り金、仮受金、貸付金回収収入 など
資金収入調整勘定	期末未収入金(当期活動の未収分)、前期末前受金(当期活動の前期入金分)

【支出】

科目	内 容
人件費支出	専任教職員、非常勤教員等に支給する給与・賞与、アルバイト料、退職金 など
教育研究経費支出	学生生徒等の教育指導に係る経費、教員の研究活動に係る経費、医療に係る経費
管理経費支出	教育研究経費以外の経費
借入金等利息・返済支出	借入金に対する利息及び返済額
施設関係支出	土地、建物(電気・給排水・空調等の附属設備含む)、構築物、建設仮勘定 など
設備関係支出	機器備品、図書、車両、ソフトウェア など
資産運用支出	有価証券の購入支出、特定資産への繰入支出
その他の支出	前期の未払金支払、前払金、貸付金支払 など
資金支出調整勘定	期末未払金(当期活動の未払分)、前期末前払金(当期活動の前期支払分)

(2) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、事業活動(①教育活動・②教育活動外・③特別活動)ごとの収入および支出の内容を明らかにし、それぞれの収入と支出のバランス(収支の均衡)を明らかにするものです。

①教育活動収支とは、教育や研究に係る収支です。

②教育活動外収支とは、経常的な財務活動および収益事業に係る活動に関する収支です。

③特別収支とは、特殊な要因によって発生した臨時的な事業活動収支です。

企業会計でいう「損益計算書」に当たり、資金の動きを伴わない「現物寄付」「減価償却額」「退職給与引当金繰入額」などを加えて収支計算を行います。資産や負債となるものは含まれません。

【収入】

科 目	内 容
現物寄付	現金を伴わない現物による寄贈
資産売却差額	固定資産の売却収入のうち簿価よりも高く売却された場合の簿価との差額

【支出】

科 目	内 容
人件費	退職給与引当金繰入額を含む
減価償却額	固定資産の時間の経過に準じた、価値の減少分を費用化した額
資産処分差額	固定資産の廃棄・除却した場合の簿価及び簿価よりも安価で売却された場合の差額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能見込額をあらかじめ費用計上する額
基本金	学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額であり、当年度収支差額から組み入れた金額で、以下の第1号基本金から第4号基本金まであります。 ●第1号基本金…設立当初に取得した固定資産や規模の拡大もしくは教育の質の向上のために取得した固定資産の価額 ●第2号基本金…将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額 ●第3号基本金…基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額 ●第4号基本金…恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣の定める額

※資金収支と同一の科目は説明を省略しています。

(3) 貸借対照表

貸借対照表は、バランスシート(BS)とも呼ばれ、一定時点(決算日)における資産、負債、基本金の保有状況を記載し、学校法人の財政状況を明らかにするものです。企業会計の「貸借対照表」と同じ役割ですが、資本金の代わりに学校法人特有の「基本金」が掲載されます。

4. 学校法人会計と企業会計との相違点

学校法人会計は、学校法人会計基準、企業会計は企業会計原則に則り経理処理をしています。企業が利潤を追求する経済活動を目的にしているのに対し、学校法人は教育研究活動を事業目的にしているため、その活動状況を把握する会計処理及びこれを表示した財務諸表にはいくつか相違点があります。

	学校法人会計	企業会計
	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
1	当該会計年度における資金の収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末を表す計算書	当該会計年度における実際の資金の収支を営業、投資活動、財務活動の3区分に分けて表示し、期末の現預金残高を表示する計算書
	学校法人会計	企業会計
	事業活動収支計算書	損益計算書
	当該会計年度における事業活動収入と事業活動支出を明らかにして、収支の均衡状況を表す計算書	当該会計年度に獲得した収入と、そのために費やした費用を対比して、実現した利益を表示する計算書
2	<p>(注1)学校法人会計は、利益測定機能を持っていませんが、学校法人が永續するために収支バランスの状況を測定することが重要となり、その役割を事業活動収支計算書が果しています。</p> <p>(注2)損益計算書と比べて事業活動収支計算書の特徴は、学校法人が保持しなければならない資産等に係る支出額である基本金組入額を、事業活動収支差額(基本金組入前年度収支差額)から控除し、その収支均衡を図るところにあります。これは学校法人が運営するために必須の財産を安定かつ永續していくための仕組みです。</p>	
	学校法人会計	企業会計
	貸借対照表	貸借対照表
3	ある一定時点における財務状況を表示し、勘定科目の配列法は固定資産から逐次配列しています。	ある一定時点における財務状況を表示し、勘定科目の配列法は流動資産から逐次配列しています。
	(注)学校法人においても年度末の資産、負債・純資産の残高を示して、学校法人の財政状態を表す貸借対照表を作成します。これは、企業会計で作成する貸借対照表とほとんど同じ構造と言えますが、会計目的の違いにより学校法人会計が科目の配列を固定性配列法としているのに対して、企業会計は流動性配列法が採用されています。	

以上